

事務連絡  
平成23年12月15日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災管理課労災保険財政数理室長

平成24年4月1日施行予定の労災保険率の改定案等について

標記について、平成23年12月5日に厚生労働大臣より労働政策審議会へ諮問が行われ、本日、労働政策審議会より厚生労働大臣あてに「妥当」との答申が行われたところです。

今後、平成24年4月1日施行に向け、省令（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則。以下「徴収則」という。）を公布する予定ですが、主な改正内容について、下記のとおり情報提供いたします。

#### 記

- 1 労災保険率の改定（徴収則別表第1）  
別添1のとおり
- 2 労務費率の改定（徴収則別表第2）  
別添2のとおり
- 3 メリット制の改正（徴収則第17条第3項、第17条の2の表及び第35条第1項第1号）
  - (1) 別添3のとおり、有期事業及び一括有期事業に関するメリット制の適用要件を改正
  - (2) 別添4のとおり、特定疾病に「騒音性難聴」を追加
- 4 第二種特別加入保険料率（徴収則別表第5）の改定  
別添5のとおり

## 労 災 保 険 率 表 (案)

(平成24年4月1日改定予定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		現 行	改 定 案
林業	林業	1000分の60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の32	1000分の20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の41	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の30	1000分の19
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	1000分の5.5
	採石業	1000分の70	1000分の58
	その他の鉱業	1000分の24	1000分の25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103	1000分の89
	道路新設事業	1000分の15	1000分の16
	舗装工事業	1000分の11	1000分の10
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の18	1000分の17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14	1000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の9	1000分の7.5
	その他の建設事業	1000分の19	
造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の6.5	1000分の6
	たばこ等製造業	1000分の5.5	1000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5	1000分の4
	木材又は木製品製造業	1000分の15	1000分の13
	パルプ又は紙製造業	1000分の7	1000分の7.5
	印刷又は製本業	1000分の4.5	1000分の3.5
	化学工業	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	
	コンクリート製造業	1000分の14	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の18	1000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7	1000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1000分の8.5	1000分の7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の7.5	1000分の7
	鋳物業	1000分の19	1000分の17
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の11	1000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の7.5	1000分の6.5
	めつき業	1000分の6	1000分の7
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の6.5	1000分の5.5
	電気機械器具製造業	1000分の3.5	1000分の3
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の5	1000分の4.5	
船舶製造又は修理業	1000分の23		
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の3	1000分の2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の4		
その他の製造業	1000分の7.5	1000分の7	
運輸業	交通運輸事業	1000分の5	1000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の11	1000分の9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の12	1000分の11
	港湾荷役業	1000分の17	1000分の16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3.5	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の3	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の4	1000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の3	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の3	

注) 改定案が空欄の事業については改定は行われぬ。

## 【参考】

船舶所有者の事業	1000分の50	
----------	----------	--

## 労 務 費 率 表 (案)

(平成24年4月1日改定予定)

事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	請負金額に乗ずる率	
		改定前	改定後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	18%
	道路新設事業	21%	20%
	舗装工事業	19%	18%
	鉄道又は軌道新設事業	24%	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	
	既設建築物設備工事業	22%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	38%
	その他のもの	22%	21%
	その他の建設事業	24%	23%

(注) 右側が空欄の事業については、変更のないことを示す。

## メリット制の改正(案)

建設事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
単独有期事業	建設工事の確定保険料が100万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%	建設工事の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%
一括有期事業	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

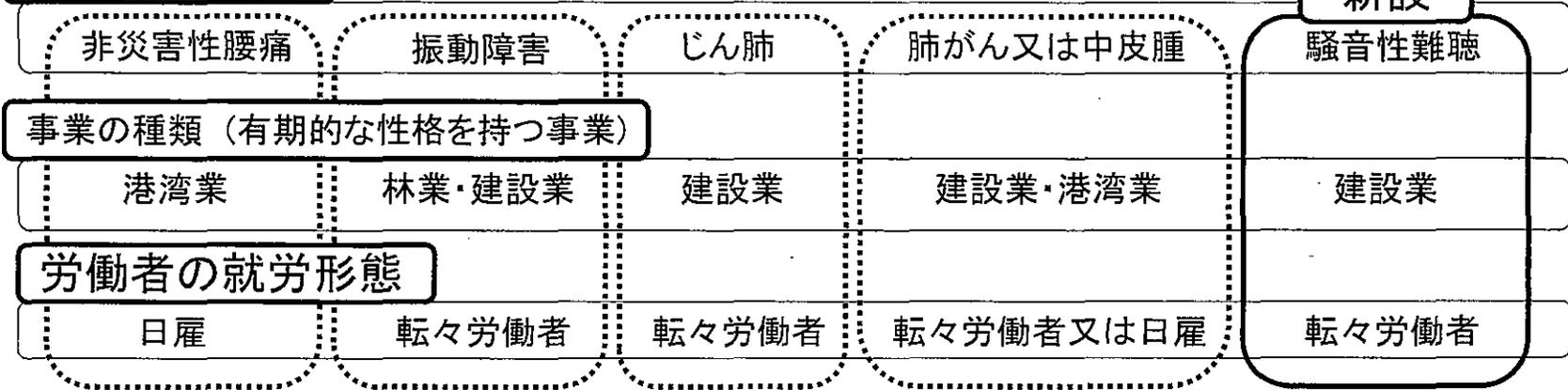
立木伐採事業	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
単独有期事業	立木伐採事業の確定保険料が100万円以上 又は 素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%	立木伐採事業の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%
一括有期事業	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±35%	年間の確定保険料が合計100万円以上	±35%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

# メリット制の特定疾病に「騒音性難聴」を追加することについて

## 特定疾病の取扱い

○メリット制では、一定期間に給付した全ての費用により、収支率を算定することが基本。  
 ○例外措置として、じん肺等の遅発性疾病は、収支率の算定から除外している。  
 ○除外理由は、転々と事業場を移動する労働者(＝転々労働者)に発症した遅発性疾病が、各々の事業場での有害因子のばく露によって発症することを基本として、最終の事業場での災害発生状況を適正に評価するためである。

## 特定疾病の種類



## 新規認定件数

事業の種類 (有期的な性格を持つ事業)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
非災害性腰痛	45	71	63	72	81
振動障害	317	308	315	251	267
じん肺症等	1,172	1,165	1,032	850	812
肺がん・中皮腫	715	1,784	1,002	1,062	1,016
騒音性難聴	377	314	374	295	276

## 第二種特別加入保険料率表(案)

(平成24年4月1日改定予定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の19	
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52	
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の13	
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	1000分の50	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	1000分の4
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の5	1000分の4
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の16	1000分の15
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の7	1000分の8
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	1000分の16
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	1000分の3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の5	1000分の4
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の9	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の4	1000分の5
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の6	1000分の7

(注) 改定案が空欄の事業については改定は行われぬ。

## 【参考】 第三種特別加入保険料率表(案)

(平成24年4月1日改定予定)

対 象	第三種特別加入保険料率	
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の4	